



広報 10月 ひまわり

令和7年10月発行
栃木県小山警察署 野木交番
0280-56-1703

タイヤ泥棒多発中



小山警察署管内において自動車用タイヤホイールを目的とした窃盗事件が多発しています。

- 「タイヤホイールは盗まれる」という意識を持ちましょう。
- チェーン等で連結をして、物理的に盗みづらい環境を作りましょう。
- センサーライトや防犯カメラ等の防犯機器を設置しましょう。



自転車の違反・取締りが強化されます

令和8年4月1日から、自転車の違反に交通反則通告制度（一定の交通違反に犯則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰を科さない制度）が導入されます。

～自転車安全利用五則～

- 1 車道は原則、左側通行
歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



巡回連絡への協力依頼

警察では巡回連絡という活動を行っています。

警察官がお宅を訪問し、困りごとや相談などを直接伺う活動になります。

また、事件や事故、災害発生時に活用するため緊急時の連絡先や家族構成などをお伺いします。



ご協力をお願いします。